

平成30年3月9日  
愛知学院大学

## 愛知学院大学における研究活動上の不正行為に関する 調査結果について

本学所属の研究者等が発表した学術論文につきまして、研究活動上の不正行為が認められましたので、調査結果を公表いたします。

### 1. 経緯・概要

#### 発覚の時期及び契機

平成29年2月4日に本学歯学部関係者から歯学研究科長（歯学部長を併任）に対して、「2013年に発表された学術論文（以下「通報論文」という。）の中に不自然なデータが存在する」との通報が匿名を条件としてなされた。愛知学院大学における研究活動の不正行為に関する取扱規程（以下「本学取扱規程」という。）第5条第4項に従って提出された資料を精査した歯学研究科長は、不正行為がなされている可能性が極めて高いとして、平成29年2月27日付で当該事案を愛知学院大学研究活動不正行為対策委員会（以下「対策委員会」という。）委員長に報告した。

#### 調査に至った経緯等

上記報告を受け、本学取扱規程第9条に則って予備調査を実施したところ、平成29年3月17日に「被告発者8名からの弁明に一部合理性を欠くと思われる内容が存在する一方、匿名通報の内容は高い合理性を有しており、通報論文において不正行為が行われた可能性が高く、本調査を実施する必要がある」との結論に達した。これを受けて、対策委員会委員長は同年3月21日に本学取扱規程第10条第1項に則り、匿名通報に係る本調査を実施することを決定した。

### 2. 調査

#### 調査体制

平成29年4月24日に「研究活動不正行為に関する本調査委員会」（以下「本調査委員会」という。）を立ち上げた<sup>1</sup>。本調査委員会にて通報論文における不正行為の有無、

---

<sup>1</sup> 本学取扱規程第10条第2項に則り、本調査の決定日から原則30日以内に立ち上げる予定だったが、委員の日程調整等に時間を要した結果、決定日から38日目に本調査委員会を立ち上げることとなった。

当該不正行為に関与した者とその関与の度合い等を認定し、対策委員会を通じて学長へ調査結果を通知した。

なお、本学取扱規程第10条第3項において、「本調査を実施するに当たり、被告発者と同一研究分野の学外の研究者を対策委員会委員として加えなければならない」と定められているが、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定。以下「ガイドライン」という。)第3節4-2(2)

(ア)を踏まえ、本調査委員会を設置して当該委員会が実際の調査を行うこととしたため、学外研究者を対策委員会委員にではなく本調査委員会委員に加えることで規定に対応した。

#### 【本調査委員会の構成】

- 主査 : 高木 敬一 (愛知学院大学 学長補佐兼法学部教授)
- 委員(順不同) : 金森 孝雄 (愛知学院大学 歯学部生化学講座 教授)
- 井上 誠 (愛知学院大学 薬学部薬用資源学講座 教授)
- 澤田 誠 (名古屋大学 環境医学研究所 生体適応・防御研究部門 脳機能分野教授)
- 肥田 重明 (名古屋市立大学 大学院薬学研究科 医療機能薬学専攻 医療分子機能薬学講座 衛生化学分野教授)
- 村松 豊久 (村松豊久法律事務所 弁護士) 平成29年10月31日まで
- 南谷 直毅 (南谷法律事務所 弁護士) 平成30年1月1日より

#### 【対策委員会の構成】

- 委員長 : 高木 敬一 (愛知学院大学 学長補佐兼法学部教授)
- 副委員長 : 井上 誠 (愛知学院大学 薬学部 教授)
- 委員(順不同) : 上田 恒雄 (愛知学院大学 文学部 教授)
- 西田 保 (愛知学院大学 心身科学部 教授)
- 城 隆 (愛知学院大学 商学部 教授)
- 荒井 耕一郎 (愛知学院大学 経営学部 教授)
- 酒井 邦雄 (愛知学院大学 経済学部 教授)
- 栗田 直樹 (愛知学院大学 法学部 教授)
- 小城 拓理 (愛知学院大学 総合政策学部 講師)
- 金森 孝雄 (愛知学院大学 歯学部 教授)
- 福山 悟 (愛知学院大学 教養部 教授)
- 柴 裕樹 (学校法人愛知学院 人事部人事課 課長)
- 柴田 弘隆 (学校法人愛知学院 財務部用度課 課長)
- 堀場 弘道 (愛知学院大学 事務局事務部 経理課 課長)
- 内田 友宏 (愛知学院大学 事務局長兼研究支援課課長代行)

## 調査内容

- (1) 調査期間 : 平成29年4月24日 ~ 同年10月6日<sup>2</sup>  
平成30年1月18日 ~ 同年2月15日(再調査)

## (2) 調査対象

### 1) 対象研究活動(通報論文)

Matrix Metalloproteinase-3 in Odontoblastic Cells Derived from Ips Cells: Unique Proliferation Response as Odontoblastic Cells Derived from ES Cells. PLOS ONE 8 (12): e83563. doi: 10.1371/journal.pone.0083563.

### 2) 対象者

通報論文の著者8名(本学歯学部教員5名、本学薬学部教員2名、元本学歯学研究科大学院生1名)

### 3) 対象研究費

- ・ 科学研究費助成事業(科学研究費補助金)
- ・ 学内経常予算

## (3) 調査方法・内容

- ・ 第1回本調査委員会を開催【平成29年4月24日 15:00~17:15】  
通報から本調査開始に至るまでの経緯の説明、今後の調査方針を決定した。
- ・ 書面による聞き取り調査の実施【平成29年5月22日、25日、28日】  
通報論文の著者8名全員に対し、通報論文に係る研究への関与や生データ・実験ノートの保管状況等について、書面による聞き取り調査を行った。
- ・ 第2回本調査委員会を開催【平成29年5月29日 14:55~17:05】  
聞き取り調査(書面)の結果を踏まえて、通報論文の責任著者である尾関伸明氏(本学歯学部教員)に対し、自身が所持する外付けハードディスク内に保管された通報論文の画像データを提出するよう依頼することとなった。また、通報論文に関連する学術論文の生データ・実験ノートを提出するよう、同じく尾関氏へ依頼することとなった。
- ・ 学外専門機関への画像解析依頼【平成29年6月15日】  
調査の公平性を期すべく、匿名通報で疑義が指摘された画像の解析を学外専門機関である企業Xに依頼した。
- ・ 第3回本調査委員会を開催【平成29年7月10日 15:00~17:50】  
「被告発者全員からの聞き取り調査(書面)の結果」、「尾関氏から提出された資料一式」及び「企業Xによる画像解析結果」に基づき、通報論文において不正行為が行われたと認定した。これを受けて、当該不正行為に関与した可能性があ

<sup>2</sup> 本学取扱規程第12条第1項に則ると本調査の期日は平成29年9月20日であったが、被告発者から生データ・実験ノートが提出されず確認作業のために時間を要したこと等から、調査期日を平成29年10月31日に変更することとした。(本件は、平成29年9月20日に文部科学省及び日本学術振興会へ報告済みである。)

- と思われる3名(責任著者で研究に深く関与していた尾関氏、統括・論文作成を担当していた茂木眞希雄氏(本学薬学部教員)、筆頭著者の元本学歯学研究科大学院生(以下「元大学院生」という。))に対し、事情聴取を行うこととなった。
- ・ 元大学院生への事情聴取を実施【平成29年7月17日 10:00~11:25】  
元大学院生に対し、当時どの実験を行ったのか、筆頭著者となった経緯等の事実確認を行った。
  - ・ 第4回本調査委員会を開催【平成29年8月3日 14:55~17:50】  
尾関氏と茂木氏への事情聴取における質問事項を確認した。また、通報論文のラストオーサーであり、当該論文発表時に尾関氏が所属する講座の主任だった中村洋氏(元歯学部教員、現歯学部名誉教授)へ事情聴取を行うことが新たに決定した。
  - ・ 尾関氏、茂木氏への事情聴取を実施【平成29年8月8日 8:50~12:55】  
尾関氏と茂木氏に対し、当時どの実験を行ったのか、生データ・実験ノートの保管状況、通報論文の作成から投稿までの経緯等について事実確認を行った。
  - ・ 中村氏への事情聴取を実施【平成29年8月17日 13:55~15:00】  
中村氏に対し、通報論文の内容を確認した時の状況や尾関氏等の実験内容等について事実確認を行った。
  - ・ 第5回本調査委員会を開催【平成29年9月5日 13:55~16:55】  
これまでの調査結果を踏まえ、今回の不正行為に関与した者及びその関与の度合いについて審議した。
  - ・ 第6回本調査委員会【平成29年10月6日 16:05~18:20】  
ガイドライン等を踏まえ、今回の不正行為に関与した者及びその関与の度合いを最終的に認定した。
  - ・ 第7回本調査委員会(再調査)【平成30年1月18日 15:55~17:30】  
平成29年10月31日に匿名通報者及び被告発者8名に対し調査結果を通知したところ同年11月下旬に尾関氏、茂木氏及び元大学院生より「尾関氏以外の者が不正行為に関与した可能性がある。」とする不服申立書が提出されたことを受けて、改めて審議を行い、申立内容の信ぴょう性を裏付ける証拠が不十分と判断し、不服申立者3名に対し当該証拠の提出を求めることとした。
  - ・ 第8回本調査委員会(再調査)【平成30年2月1日 17:00~18:30】  
不服申立者3名からの回答等を精査したが、調査結果を覆すに足る資料の提出がなされなかったと判断した。なお、回答の中で尾関氏が「申立内容の信ぴょう性を裏付ける可能性がある資料が存在し、その資料を確認する機会を持つこと」を要望したため、当該資料の確認を行う機会を後日改めて設けることとした。
  - ・ 尾関氏による資料の確認【平成30年2月9日 17:00~17:30】  
本調査委員の立会いの下、尾関氏によって求められた資料の確認が同氏自身によって行われたが、不服申立内容の信ぴょう性を裏付ける証拠は提示されなかった。

- ・ 第9回本調査委員会（メール審議）【平成30年2月15日】

尾関氏による資料の確認、及び不服申立内容の信ぴょう性を裏付ける証拠が提示されなかったことを報告し、再調査を終了して先の調査結果のとおりとすることを決定した。

### 3. 本調査委員会による調査の結果

#### 認定した不正行為の種別

本学取扱規程第2条に定義するねつ造及び改ざんが行われたと認定する。

#### 通報に基づいて不正行為と認定した内容

匿名通報の内容に基づいて調査した結果、本調査委員会は、通報論文に掲載されている Figure 1, Figure 2, Figure 6 について以下に挙げる不正行為がなされたと認定した。

##### (1) Figure 1 について

###### 1) 通報による指摘事項

パネルBに示された Western Blot 画像の一部が、パネルAに示された PCR 画像から転用し作成された可能性がある。

###### 2) 調査の結果判明した客観的不正行為事実

パネルAの4段目画像(GAPDH)の階調を反転させ、レベル補正後、縦方向に拡大することにより、パネルBの2段目画像(-tubulin)及び4段目画像(-tubulin)が作成された。【「ねつ造」と認定】

##### (2) Figure 2 について

###### 1) 通報による指摘事項

パネルBに示された全ての Western Blot 画像が、パネルAに示された PCR 画像を転用して作成された可能性がある。

###### 2) 調査の結果判明した客観的不正行為事実

パネルAの全ての画像の階調を反転させ、レベル補正することにより、パネルBの全ての画像が作成された。【「ねつ造」と認定】

##### (3) Figure 6 について

###### 1) 通報による指摘事項

パネルAの画像の一部が、同パネルの他の部分から作成された可能性がある。また、パネルAの複数箇所に不適切な画像の貼付けが認められる。さらに、パネルBに示された Western Blot 画像の一部が、パネルAに示された PCR 画像を転用して作成された可能性がある。

###### 2) 調査の結果判明した客観的不正行為事実

パネルAの最上段画像(MMP-3)、4段目画像(GAPDH)、5段目画像(MMP-3)、7段目画像(MMP-3)に、それぞれ切り貼り等の画像処理がなされており、オリジナルデータが忠実に示されていない。【「改ざん」と認定】

パネルAの2段目画像(GAPDH)を180度回転させるとともにレベル補正することにより、パネルAの6段目画像(GAPDH)が作成された。【「ねつ造」と認定】

パネルAの7段目(MMP-3)の左側に位置する2つのバンドを上下に拡大するとともにレベル補正することにより、パネルAの最上段(MMP-3)の左側に位置する2つのバンドが作成された。【「ねつ造」と認定】

パネルAの7段目(MMP-3)の左側に位置する2つのバンドの階調を反転させ、レベル補正後に上下方向に拡大することにより、パネルBの5段目(MMP-3)の左側に位置する2つのバンド、及びFigure1のパネルBの最上段画像(MMP-3)が作成された。【「ねつ造」と認定】

パネルAの最下段画像(GAPDH)の階調を反転させた後にレベル補正することにより、パネルBの6段目画像(-tubulin)が作成された。【「ねつ造」と認定】

#### 調査過程において判明した不適切行為の内容

通報に基づき調査を進める過程で、実験に主体的に関わっておらず研究計画の立案や論文の執筆作業も行っていない者を筆頭著者とする、不適切なオーサーシップがあったことも判明した。

不正行為に係る研究者 所属・職位は現在のもの。

#### (1) 不正行為に関与したと認定した研究者

- ・ 尾関 伸明(愛知学院大学 歯学部 講師)

「不正行為があった研究に係る論文の責任著者として不正行為に関与した者」と認定した。

#### (2) 不正行為があったと認定した研究に係る論文の内容について責任を負う者として認定した研究者

- ・ 茂木 眞希雄(愛知学院大学 薬学部 准教授)

「不正行為に関与していないものの、不正行為が行われた論文の内容について責任を負う者」と認定した。

- ・ 中村 洋(愛知学院大学 歯学部 名誉教授)

「不正行為に関与していないものの、不正行為が行われた論文の内容について責任を負う者」と認定した。

#### 不正行為が行われた経費

- ・ 学内経常予算

通報論文公表に係る投稿料(送金手数料含む)として146,374円を使用していたため、通報論文の責任著者として不正行為に関与した尾関氏に対し、当該金額を大学へ返還するよう求めることとする。

なお、科学研究費等の競争的資金は使用されていなかった。

#### 4. 調査を踏まえた本学としての結論と判断理由

不正行為に関与したと認定した研究者は尾関氏、また、不正行為があったと認定した研究に係る論文の内容について責任を負う者として認定した研究者は茂木氏と中村氏である。なお、元大学院生については、「不正行為には関与せず、不正行為が行われた論文の内容について責任を負わない者」と認定した。

##### (1) 尾関 伸明氏（責任著者）について

不正行為の疑義を指摘された通報論文の Figure 1、2 及び 6 に関する生データや実験ノートの保存に著しい不備があったこと、不正行為の疑義を覆しうる科学的根拠が提出されなかったこと、企業 X の画像解析結果から匿名通報の内容の信ぴょう性が極めて高いと思われること、被告発者全員への聞き取り調査の回答から総合的に判断し、尾関氏を「不正行為があった研究に係る論文の責任著者として不正行為に関与した者」と認定した。具体的に、尾関氏は、通報論文に掲載された Figure 1 のパネル B の 3 箇所、Figure 2 のパネル B の 9 箇所、Figure 6 のパネル A の 2 箇所及びパネル B の 2 箇所において、それぞれねつ造を行ったと認定した。また、尾関氏は、通報論文に掲載された Figure 6 のパネル A の 4 箇所において改ざんを行ったと認定した。

なお、尾関氏の不正行為による当該分野の学術の進展への影響や社会的影響については、通報論文が公表された際に多大な反響があった訳でもなく、現時点までの通報論文の被引用数も本件調査対象者による引用を除けば 8 件にとどまることから、外部から引用されていること自体は無視できないとしても、影響は大きくないと判断した。

また、尾関氏による不正行為の悪質性については、当該不正行為が通報論文の根幹を成す重要な基礎データを取得する過程で行われていることや不正内容が通報論文の結論に影響を与えることから、悪質性は高いと判断した。

##### (2) 茂木 眞希雄氏（共著者）について

茂木氏は不正行為に関与していないものの、監修責任者、代表執筆者と同等の責任を負う「研究統括・論文作成」担当者として、通報論文の作成過程において生データを確認する等といった不正行為を防ぐ措置を意図的に回避しており、不正行為の発生を防止しえなかったことに対する責任を回避することはできないとの判断から、不正行為のあった研究に係る論文の責任を負う者と認定した。

##### (3) 元大学院生（筆頭著者）について

元大学院生は、通報論文の筆頭著者でありながら実験に主体的に関わっておらず、当該研究に係る不正行為を意図的に行っていないと判断した。通報論文は元大学院生が本学歯学研究科に入学して半年ほどで発表された学術論文であり、調査の過程において、尾関氏の誤ったオーサーシップに基づいて元大学院生が筆頭著者となったことが判明した。（元大学院生は、尾関氏が提案した不適切なオーサーシップの被害者としての側面を有しているとも言える。）

以上のことから、元大学院生を通報論文の筆頭著者としての要件を満たしていないと判断した上で、「不正行為には関与せず、不正行為が行われた論文の内容について責

任は負わない者」と認定した。

#### (4) 中村 洋氏（ラストオーサー）について

中村氏も不正行為に関与していないものの、通報論文が作成・投稿された時点で講座主任の立場にあり、監修責任者、代表執筆者と同等の責任を負うラストオーサーとして投稿前の通報論文を最終確認する際に生データを確認する等といった不正行為を防止する措置が不十分で、不正行為の発生を防止しえなかったことに対する責任を回避することはできないとの判断から、不正行為のあった研究に係る論文の責任を負う者と認定した。ただし、中村氏はほぼ完成された通報論文を最終確認したに過ぎず、また生データ・実験ノートの確認義務を意図的に回避しようとした事実は調査の過程で認められなかった。

## 5. 本学がこれまでに行った措置の内容

### 競争的資金等の一時執行停止

平成29年3月21日に対策委員会委員長が匿名通報に係る本調査の実施を決定したことを受け、本学取扱規程第18条に則り、研究計画調書に通報論文を記載し平成29年度に採択されている科学研究費の執行を一時停止する措置を、同年4月17日に該当の被告発者5名に対して講じた。（科学研究費以外の競争的資金は該当しなかった。）

なお、本調査の終了に伴い、「不正行為には関与せず、不正行為が行われた論文の内容について責任を負わない者」と認定した5名のうち、科学研究費を採択中の3名については同年10月31日をもって一時執行停止の措置を解除した。

### 通報論文の取下げ勧告

通報論文において不正行為があったと認定されたことから、本学取扱規程第17条第2項に則り、学長より平成30年2月20日付で通報論文の責任著者に対し当該論文を取り下げるよう勧告した。また、当該論文を引用している論文の責任著者に対して当該論文が取り下げられる旨を報告するよう、学長より平成30年2月27日付で通報論文の責任著者に対し勧告した。

### 被認定者への学内処分

被認定者3名のうち既に本学を退職している中村氏を除く2名（尾関氏、茂木氏）に対する処分について、懲戒委員会にて審議する。

## 6. 不正行為の発生要因と再発防止策

### 発生要因

今回の不正行為が発生した要因として、次の5つが挙げられる。

- (1) 通報論文の著者は8名であるが、通報論文に係る実験の大半を尾関氏が一人で行い、



執筆・リバイズ(revise)の作業を茂木氏が尾関氏と共に行っていた。当該研究において統括的立場にあった茂木氏は、「完全分業体制」を主張して実験には一切関与せず、また生データ・実験ノートを一切確認・参照することなく、尾関氏によって論文掲載用に取り纏められ提示されたデータに基づいて通報論文を執筆した<sup>3</sup>。筆頭著者である元大学院生は通報論文に係る研究を主体的に行っておらず、全てを尾関氏に依存していた。

- (2) 当該研究を主体的に行っていた尾関氏のみならず、筆頭著者である元大学院生や一部実験に関与していた共著者2名(いずれも本学歯学部教員)も、生データ・実験ノートの取扱いを疎かにしていた。
- (3) 当該研究において統括的立場にあった茂木氏が、尾関氏の生データ・実験ノートを確認することを意図的に回避し、このことが尾関氏によるデータのねつ造・改ざん行為を可能にするとともに助長した。また、当時の講座主任で通報論文のラストオーサーとなった中村氏が生データ・実験ノートを確認しなかったことも、その助長の一因となった。(ただし、中村氏による生データ・実験ノートの未確認は意図的な行為ではない。)
- (4) 学術論文において、全ての著者は公表する内容に関し正確性を担保する責任があるという認識が十分とは言えず、通報論文の著者8名のうち、尾関氏と茂木氏は「愛知学院大学における研究者等の行動規範(平成21年4月1日制定)」(以下「本学行動規範」という。)の項目2及び項目5を意図的に遵守しておらず、残る共著者6名は意図的ではないが本学行動規範の項目2及び項目5を遵守していなかった。
- (5) 通報論文のオーサーシップを尾関氏一人が提案し、その提案を講座主任の中村氏が容認し、他の共著者6名も両者の意向に従った。

#### 再発防止策

今回の不正行為への反省を踏まえて、再発防止のため、大学として次の対策を講じる。

- (1) 当該研究室における再発防止策

尾関氏と茂木氏がそれぞれ所属する研究室の教員を対象に、実験ノートの作成と保管及び生データを保管することの重要性を改めて周知徹底する。それに併せて、研究の打合せ時に、関係する研究者は必ず生データ・実験ノートを持ち寄り、相互に確認することを求める。なお、論文公表にあたって責任著者はもとより、全著者は公表するデータの基となる生データ・実験ノートを再度確認し、公表しようとする内容の正確性を担保し、本学における学術研究成果の信頼性及び公正性を確保することに努める。必要な場合には他の研究者にも協力を求め、助言を仰ぐ。また、論文のオーサーシップを決定する際、責任著者は国際医学雑誌編集者委員会(International

---

<sup>3</sup> 2度の聞き取り調査で、茂木氏は「通報論文に係る研究は、「統括・論文作成班」、「実験班」及び「研究補佐班」の3つの完全分業体制にて行われた。」と述べており、実験で得られた結果に対し生データ・実験ノートを確認せずに論文を執筆する体制が採用されていた。

Committee of Medical Journal Editors: ICMJE)の投稿統一規程<sup>4</sup>を尊重したオーサーシップを提案し、あらかじめ共著者全員の了承を得ることによってオーサーシップに関して常に説明責任を果たすことを可能にする。

本学において研究活動を行う全ての者及びこれを支援する者は本学行動規範の趣旨に沿って誠実に行動することが求められており、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有していること、「信頼」という美言の下に不正行為を防止する努力を怠ることは規範に対する重大な違反であることを、所属教員に改めて認識させる。さらに、本学行動規範は制定後2度の改正を経て、現行の規範の項目8には研究データ等の保存期間等についても具体的な指針(原則として、資料は10年、試料は5年)が明記されており、本学行動規範の周知徹底と遵守を所属教員に対して求める。

## (2) 大学全体における再発防止策

今回の不正行為は本学行動規範を無視した不適切な行動に基づいており、本学行動規範を遵守して研究活動に従事していた場合、今回の不正行為は起き得なかったと考えられる。したがって本学は、研究データ等の保存期間等についても具体的な指針が明記された本学行動規範(現行版)の周知徹底に努め、当該規範の内容を再確認すると共に遵守するよう研究に従事する全教職員に対し求める。それに併せて、上記(1)「当該研究室における再発防止策」に記載した具体的な防止策(通常の研究打合せ時における生データ・実験ノートの確認、論文中に公表しようとする内容に関する生データ・実験ノートによる確認等)の実施を、研究に従事する全教職員に対して求める。

上記に加えて、日本学術振興会から発行されているGreen Book(科学の健全な発展のために - 誠実な科学者の心得 -)の内容に準拠した研究倫理教育を、全学的に改めて実施する。特に、特定不正行為(ねつ造、改ざん、盗用)を行わないよう注意喚起するだけでなく、競争的資金への参加制限、研究費の返還、学内懲戒処分等といった、不正行為を行うことによるリスクを具体的に伝え、学内研究者の不正行為防止への意識を高める。

本学は研究者を不正行為に追い込むような環境を形成しないよう配慮する一方で、本学行動規範を無視し意図的に極めて悪質度の高い特定不正行為を行う者又は行った者については、研究環境から排除することも視野に入れ適切な対応を取る。

## 7. 今後の調査の必要性

今回の調査過程において、通報論文のみならず尾関氏と茂木氏が共同著者となっている関連論文2報及び最新論文1報の生データ・実験ノートを提出するよう依頼したが、それら論文の筆頭著者である尾関氏からは「いずれも、データ保管用パソコンと外付けハードディスクの故障により該当の生データ・実験ノートは提出できない」との回答があった。

---

<sup>4</sup> International Committee of Medical Journal Editors (ICMJE), "Recommendations for the Conduct, Reporting, Editing, and Publication of Scholarly Work in Medical Journals, Updated December 2016, <http://www.icmje.org/icmje-recommendations.pdf>

けであった。その点を鑑みても、通報論文において不正行為が行われた以上、少なくとも尾関氏と茂木氏が共同著者となっている他の学術論文について不正行為が行われなかったとは断定できない。

以上、今後は通報論文以外の学術論文に対し調査を行っていく必要があると考えられる。